

添付書類の詳細

No.	添付書類	具体的な内容	備考
1	伐採する森林の位置及び区域を示した図 ※これまで提出されていた図面で結構です。	<ul style="list-style-type: none"> ・位置図…伐採の対象となる森林の位置を確認できる図面 ・区域図…森林計画図、航空写真等に伐採する森林の区域の外縁を明示した図面 (森林の位置が特定できる場合は位置図を兼ねることが出来ます。また、土地の実測は必要ありません。) 	必須
2	届出者を証明する書類 ※伐採を行う者と伐採後の造林を行う者が異なる場合は、それぞれが証明する書類を添付する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合…登記事項証明書、法人番号を記した書類、法人の名称及び所在が分かる書類など(写しでも可) また、法人の代理として窓口に来た者とその法人との関係を証明する書類(社員証など)を提示してください。 ・法人でない団体の場合…代表者の氏名並びに団体の規約、その他団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 (規約等を定めていない場合は、代表者が個人として届出を行ったとみなします。) ・個人の場合…住民票、個人番号カード、運転免許証、保険証などの写し 	必須
3	他の法令の許認可等を証明する書類 ※該当する場合のみ	伐採の対象となる森林の伐採が、他の行政庁の許認可等の処分を必要とする場合には当該処分の申請状況を記載した書類(国定公園内の立木を伐採する場合等) (既に処分があった場合はその証明書又は許認可の写し)	
4	対象森林の土地の登記事項証明書等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書、売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書などの写し ・伐採後の造林に係る受託契約書や土地の賃貸借契約書等、伐採後の造林について権原を有することを証明する書類の写し 	必須
5	対象森林を伐採する権原を有していることを証明する書類 ※届出者が土地所有者でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書、伐採に係る受託契約書などの写し <p>(伐採の権原を証明する書類が存在しない場合は、その権原に関する状況を記載した書類を提出してください。また、その場合には、村から森林の土地の所有者に対して伐採届の提出があった旨の通知を行います。)…別添資料</p>	
6	届出者が伐採の対象となる森林に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証明する書類 (注) 補足資料参照	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者と隣接土地所有者の双方が署名した境界確認に関する書類、隣接土地所有者が境界確認に立ち会ったことが確認できる写真など…別添資料 ・隣接土地所有者の境界確認が出来ない場合は、その経過を記載した書類(任意の様式で、確認を依頼した相手方の住所氏名、相手方の土地の所在の地番、依頼の日付、相手方が境界確認に応じられない理由(依頼への拒否、無視)等を記載してください。) 	必須
7	その他村長が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類のチェックリスト <p>※必要に応じ、関係者との協議書、承諾書など</p>	必須